

第7回千代田区特別職報酬等審議会議事録

日 時：平成27年6月9日（火）

場 所：千代田区役所

出席者：（委 員）9名（定数12名、欠席：平委員、大宮委員、山本委員）
 （事務局）政策経営部長、総務課長

発言者	発言内容
武藤会長	<p>皆様、本日はご多忙のところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから、第7回特別職報酬等審議会を開催いたします。</p> <p>本日、大宮委員、平委員、山本委員は所用のため、欠席でございます。</p> <p>初めに、前回会議の会議記録をお手元にお配りしております、皆様にご確認をいただき、訂正等ございましたら6月30日までに事務局にご連絡ください。</p>
総務課長	<p>初めに、本日の追加資料について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>おはようございます。総務課長の清水でございます。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。失礼いたします。</p> <p>本日、前回御議論いただきました中で資料をとということがございましたので、御用意させていただきました。少しボリュームもございますので、余りお時間をとらないようにとは思っておりますが、ちょっとお時間をいただきまして、御説明をさせていただきます。</p> <p>資料の右肩に資料番号を付してございます。まず、資料1、A3判、左肩にホチキスどめをしております資料、1枚目に「23区特別職等年収一覧【区長】」と書いてある資料を御用意いただけますでしょうか。区長、おめくりいただきますと副区長、3枚目が教育長、そして議長からずっといきまして、23区の月額と比較表という形で御用意をさせていただいております。</p> <p>基本的に年収ベースあるいは各区長等の23区の給料月額等につきましては、以前にも資料を御用意させていただいて、御説明をさせていただいたかと思えます。今回は、新たに条例改正、法律改正がなされまして、教育長も特別職になるよということで、教育長の給与体系はどうなっているのかということで、あわせていま一度お出しさせていただいたということで御理解いただければと思えます。今回は、その教育長の部分だけ御説明をさせていただきたいと存じます。</p> <p>資料1の3枚目をおあけいただけますでしょうか。「23区特別職等年収一覧【教育長】」と書いてあります。同じような表が続いておりますのでちょっとわかりにくいかと思えますが、3枚目、上段に「【教育長】」と書いてございます。</p> <p>教育長でございます。左側に区名が書いてございまして、千代田区から江戸川区ということで、23区比較できるような形の資料になってございます。</p> <p>一番左側が「基本給料」ということで、給料月額を付してございます。円単位でございますが、千代田区の場合には85万9,000円となっております。その右側に「順位」と書いてございます。「3」と書いているのは、23区の中で降順、高い額から順番に数字を落としていきますと、上から3番目ですねというように御理解いただければと思えます。</p> <p>ただ、千代田区の教育長の場合は、条例本則では85万9,000円ではございませんで、89万5,000円。数字の5と9が入れかわった形になりますが、条例本則上は89万5,000円となっております。これを区長や副区</p>

長と同じように、以前にも御説明申し上げたことがあろうかと思いますが、特例条例というもう一本の条例をつくりまして、期間を定めて減額をしてございます。その関係で、実際に現状、教育長にお支払いをする給料月額、基本給料は85万9,000円になっていると御理解いただければと思っております。

その右側でございます。「地域手当」というものがございますが、平成21年の当審議会の答申に基づきまして、区長、副区長の地域手当につきましては廃止をするのが望ましいということで廃止をした経過がございますけれども、そのときにあわせまして、教育長の地域手当も廃止をしてございます。したがって、千代田区の教育長の地域手当は一切支給をされていないということでございます。同様に地域手当が廃止をされている区というのが、この「地域手当」の「考え方」というところに「廃止」あるいは支給月額ゼロと書いてある区が、同じような考え方に基づいて地域手当を支給していない区というように見ていただければと思います。現実的には、千代田区のほかには港区、文京区、中野区と、全部で4区になってございます。

この関係で、給料月額と地域手当を足した額が、その地域手当の右側の「月額」と書いた額でございます。千代田区の場合には地域手当を支給してございませんので、これが同じ額で85万9,000円。その下の中央区さんですと、給料月額は77万9,000円なのですが、地域手当が9万3,480円支払われておりますので、これを合算いたしますと87万2,480円となりまして、月額で言いますと千代田区を超える、このように御理解いただければと思います。

この月額に対しまして、12カ月分、12を掛けた値がその右側の「年額①」という数字でございます。年額ベースで言いますと、この地域手当の部分が入ってまいりますので、先ほど給料月額だけでは千代田区は上から3番目、高いほうから3番目だったのですが、地域手当を含めた年額ベースですと上から20番目、逆に言いますと、下から3番目ということになるかと思っております。1,030万8,000円という額になってございます。

その右側でございます。「基本給料適用年月日」を飛ばしまして、今度は「期末手当」でございます。

「支給月数」がでございます。基本給料あるいは地域手当をベースにいたしまして、支給月数を掛けていくという計算になるのですが、この支給月数、千代田区の場合には3.25月となっております。これもそれぞれの区によってかなり異なっております。下の中央区さんは3.20月ですが、逆に港区さんは3.30月、あるいは下のほうへ行きますと、荒川区さんなどは3.50月ということで、ばらつきがあるようでございます。

期末手当、年額ベースにいたしますと421万7,687円となります。この期末手当と先ほどの給料月額あるいは地域手当を含めた年額①を足し上げますと、「年収」というところに出ております「金額(①+②)」と書いたところでございます。1,452万5,687円ということで、23区の中では高いほうから数えて19番目という状況が見て取れるかと思っております。

その右側、御参考までに、外国人を含む人口、住民台帳人口と平成27年度の一般会計当初予算額全額を載せてございます。

資料1の御説明でございます。教育長のところを特化して御説明させていただきます。

続いて、資料2をお開きいただけますでしょうか。同じくA3横判の資料でございますが、これはホチキスどめをしてございません。A3の紙1枚の資料でございます。資料のタイトルが「特別区(23区)特別職等退職手当一覧」という資料でございます。右肩に資料番号を付してござい

ます。資料2でございます。

こちらは、同じく23区の中で、区長、副区長、教育長、そして、区によっては常勤の監査委員さんを選任している区がございますので、その場合には、その常勤の監査委員さんに対しても退職手当を払っている実例があるということで、そこも含めた形での退職手当の額を一覧に落としまして、比較できるような形にした資料でございます。

左側の「区長」でございますけれども、千代田区の区長の場合には、退職手当額、これは4年間の任期を全うして退職された場合の額と御理解いただければと思います。2,406万4,000円ということで、同様に順位が書いてございます。高いほうから数えて3番目ということでございます。同じく「副区長」の場合には1,185万5,200円、「教育長」の場合には787万6,000円という形でございます。千代田区の場合には監査委員さんが3名おりますけれども、いずれも非常勤でございますので、常勤の監査委員さんは選任をしておりませんので、「監査委員（常勤）」というところはバーの数字で、いませんよということで御理解いただければと思います。

退職手当一覧の資料の御説明でございました。

続きまして、資料3でございます。同じくA3横判の紙1枚の資料でございます。資料のタイトルは「特別区（23区）政務活動費関連データ一覧」というものでございます。前回の御議論の中で、政務活動費というものの実態が制度的にどういうことになっているのか、また、それを予算あるいは議員さんの数で割り返した場合にはどのようになっているのか、それを23区で比較できるものということでお話がございましたので、整理をさせていただきました。

同じように、千代田区から江戸川区まで書いてございます。一番上の千代田区の場合でございますが、一番左側、政務活動費の月額を円単位で書いてございます。15万円と書いてございます。

同じように「順位」と記してありますけれども、これは今までの資料と同様に、額として高い額から順番にやっていった場合には12番目ですよという数字でございます。

そして、その右側「政務活動費の交付先」と書いてございます。千代田区の場合「会派のみ」となっております。条例上どのような表現になっているかといいますと、千代田区の場合は、会派に対する政務活動費ということでございまして、当該会派に所属する議員の数に月額15万円を乗じて得た額を会派に支払いますよという条例上のつくりでございますので、会派に交付しますよ、月額としては15万円ですよというように御理解いただければと思っております。

そして、右側のほうに行きますと人口が書いてございます。先ほどの数字と同じでございますけれども、4月1日現在の住民基本台帳による外国人を含めた人口、千代田区の場合は5万7,475人でございます。23区の中で一番少ない23番目ということでございます。議員の定員が25人でございますので、割り返しまして、議員1人当たりの人口ということでも、やはり一番少ない2,299人。

そして右側、区民1人当たりの政務活動費の年額ということで、これも割り返しますと782.95円ということでございます。

その右側、当一般会計当初予算の額、504億1,100万円。こういった規模でも、やはり23区の中で比較しますと圧倒的に小さいということが見て取れるかと思っております。

ちなみに、予算に占める政務活動費の割合ということでございますけれども、この一般会計当初予算額全体の中での政務活動費の割合ということで、23区を書いてございます。いずれも1%に満たない額ということでございます。

資料3の御説明でございました。

続きまして、資料4でございます。同じくA3横判、紙1枚の資料でございます。資料のタイトルが「特別区（23区）議会費関連データ一覧」となっております。議会費の予算額ということでの23区の状況はどうなっているのかというお話がございましたので、整理をさせていただきます。

千代田区の場合でございますけれども、平成27年度の議会費の予算額、4億9,948万3,000円、約5億円弱ということでして、順位としては23番目、23区の中で最も少ない額ということでございます。

先ほど言いました議員の条例定数が25名、人口が5万7,475人ということで割り返していくと、区民1人当たりの議会費の年額は8,690円ということでございます。やはり人口が最も少ないということからしますと、千代田の場合は、区民1人当たりというものを出すとかなり数字としては上位になってしまうというのは、どの数字をやっても出てしまうということでなかなか難しいのですけれども、そういった状況であります。

ちなみに、予算に占める議会費の割合も、いずれの区も1%に満たないという状況になってございます。

資料4の御説明でございました。

続きまして、資料5でございしますが、こちらは前回の御議論も踏まえて中村委員がおつくりいただいて、本日御説明をいただけるということになってございます。

いかがでしょうか。もしあれであれば、6以降を先に私のほうで御説明させていただいてもよろしいでしょうか。では、失礼をいたしまして、資料5を後ほどということで、資料6の御説明をさせていただきます。

資料6でございします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と、非常に長い名前の法律の一部改正のパンフレットがございします。文部科学省で出しているパンフレットでございします。前々回の当審議会のときにこの法律が改正をされまして、新たに選任をされる教育長から特別職になりますというお話を差し上げたかと思ひます。そのパンフレットでございします。そもそも教育長の役割とはどういうものだったのか、職とはどういうものだったのか、そして、それが法律改正後はどうなるのだろうかということの御案内でございします。右肩に「資料6」と書いてあるA3、1枚。裏返していただきますと図なども出ておまして、「教育委員会制度、こう変わる」と書いてございします。全部細かく説明すると、わかりにくくなるかと思ひます。左側の「POINT①教育長」と書いている部分に特化して御説明を差し上げたいと思ひます。

「POINT①教育長」、囲みのところでございします。「教育委員長と教育長を一本化した新『教育長』の設置」と書いてございします。法律改正前まではどういう状況だったかといいますと、そこに人の絵がいろいろ描いてございしますけれども、真ん中に矢印があります。その矢印の上、右手のところではございします。法律改正前はといいますか、現行なのですけれども、委員長と教育長とお2人いらっしゃいました。教育委員会の委員長、そして教育長、この2人がいらっしゃった。教育委員会の委員長というのは非常勤の方でございします。どういう職責があるかといいますと、そこに書いてございしますが、教育委員会を代表する方、教育委員会の代表者と書いてございします。そして、教育委員会の会議の主宰者でもある。非常勤の委員長が教育委員会を代表し、会議を主宰する。基本的な職責をこう書いてございします。

一方、教育長は常勤と書いてございします。そして、職責といいます

と、その右側でございますが、具体的な事務執行の責任者ですと。さらには、私ども職員がおります教育委員会事務局の指揮監督者ですと、こういう立場でございます。

そうすると、非常勤の委員長が代表者であり、会議を主宰しつつ、常勤の教育長が具体的な事務執行の責任者であって、事務局の指揮監督者でもあったという状況でございます。ここに書いてあるとおり、どちらが責任者なのだろう、わかりにくいねという議論の末に法改正が行われまして、その矢印の下でございます。新「教育長」に一本化をするというのがこのことでございます。新たに常勤の教育長に一本化しますよ、簡単に言いますと、非常勤の委員長という職がなくなりますということでございます。そして、その新「教育長」が教育委員会の代表者になり、会議も主宰し、さらには今までやってきたような具体的な事務執行の責任者でもあり、事務局の指揮監督も行う。教育長が今までやってきた職、責任をそのまま引き継ぎながら、教育委員長が行ってきた仕事、責任も行うというように御理解いただければと思います。

その他のポイントのところは、ほかの法律改正の中身でございますので、今回は割愛をさせていただきます。

続きまして、資料7の御説明をさせていただきます。今回はA3判の紙1枚の縦型の資料でございます。資料のタイトルが「地教行法の改正に伴う教育長の給与引き上げ状況」となっています。地教行法というのは、この1つ前の資料6で今、御説明をいたしました長い名前、正式な名前が地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございます。恐縮でございますが、地教行法と略させていただきます。

今、御説明いたしました法律改正によって、23区の中で6月の頭現在、既にこういう審議会での御議論を経て、教育長の給与体系に対して答申を出された区、その中身について記した表でございます。ほとんどのところはまだこれから当審議会での御議論いただくような形なのですが、既に改正をしている、答申が出されている区が5つございます。見ていただきますと、おもしろいことに、どの区におきましても同じような答申になっています。簡単に言いますと、現行の教育委員長と役のついておられない教育委員のそれぞれの報酬の額の差額分が教育長としての職責に付される額ですねと。ですので、その額を教育長の給料に乗せればいいのではないのでしょうかという答申が出されておるところでございます。あくまでも、これはほかの自治体の5つの区の答申ということで、御参考までに御紹介を差し上げました。

続きまして、最後に資料8でございます。会長のほうから御案内がございまして、一般職、私どもの部長級の職、その年収を100とした場合の特別職の年収を指数で比較してみたらどんな感じになるのだろうかということで、平成19年度、23年度、25年度で比較をしたものでございます。

それぞれ上のグラフで言いますと、白抜きの左側の棒グラフが平成19年度、真ん中の斜めに斜が入った棒グラフが23年度、格子状の縦と横の斜が入った棒グラフが25年度でございます。いずれもそう大きく突出して変わっているものではございませんので、年度によっての大きな差は見と取れないのですけれども、それぞれの職で大体どれぐらいの感じになっているのかというのがこれでおわかりになると思います。部長職を100といたしますと、区長の年収は約2倍、副区長は1.5倍弱、教育長は1.2倍、そのような感じでごらんいただければと思ってございます。

お時間いただきました。資料1から8、5を除いての御説明をさせていただきました。

ありがとうございました。

それでは、引き続き、中村委員に資料5の説明をしていただくか、そ

武藤会長

	<p>れとも、今までの説明についての御質問は何かございますでしょうか。先に質問を受けたほうがいいですね。</p>
藤原委員	<p>どうぞ。</p>
総務課長	<p>先ほど人口割にした場合のという言葉が何回か出ましたけれども、千代田区の現在の人口に外国人を含むと書いてありますね。含んで5万7,000人。そして、議員さんとかいろいろな人口当たりどれぐらいというものは、これも外国人を含んで、有権者としてではないですね。これは住人としての。</p>
藤原委員 総務課長 藤原委員	<p>住民としてということでございます。住民基本台帳法が改正をされて。では、分母は同じ同じでございます。わかりました。</p>
総務課長 藤原委員	<p>それから、もう一つ伺いたいのですけれども、教育長のことで前回、私はお尋ねしたのですが、昔の地方教育行政法では、一種専門性の高い仕事をしていらっしゃるようなことがあったものですから、ずっと特別な人だと私は思っていたのですけれども、この間、伺った話では、職員からその地位に上がった人とおっしゃいましたね。</p>
総務課長 藤原委員	<p>教育長でございますか。はい。そうすると、退職金は、教育長に就任した段階で一旦支払われて、さらに教育長としてもまた退職金があるということですか。</p>
総務課長 藤原委員 武藤会長	<p>さようでございます。わかりました。</p>
上村委員	<p>よろしいですか。ほかにいかがですか。上村委員、どうぞ。</p>
総務課長	<p>資料1の後ろから2番目「23区職別年収比較表」を拝見していて、御質問なのですけれども、前に御説明をいただいているのかもしれないですが、区長、副区長、教育長までは順位で言えば22位とか19位という順番で、副議長、委員長、副委員長、議員になると1番目という、これは先ほど御説明をいただいた地域手当の影響ということで理解をすればよろしいのでしょうか。</p>
武藤会長	<p>先生が今、お話しになられました議長、副議長の議員さんの部分なのですけれども、議員さんに関しては議員報酬と期末手当だけがここに入ってきます。議員さんは地域手当はそもそも支給をされておきませんので、地域手当に関しては、区長、副区長、教育長に対して支給されている区と、千代田区みたいに支給されていない区があるということでございます。その中での順位にすると、こういう順番になりますよということでございます。よろしいでしょうか。</p>
中村委員	<p>ほかにいかがでしょうか。中村委員にお尋ねしてもよろしいのかと思うのですが、会派について、政務活動費は会派ごとに出すということなのですが、この会派は一人会派というのができるところもあるかと思うのです。その場合はほとんど意味がないのですけれども、千代田区の場合の会派の構成要素はどうなっているのでしょうか。</p>
武藤会長 中村委員	<p>もともと法的な根拠はありませんので、便宜的にグループが認められている。そこに便宜的に政務活動費が支払われるという状況でありまして、私も一人会派ということで、形式的にはネットワークという会派だったのですが、中身は議員個人が動いているという形になっておりまして、それはいずれでもいいということになっております。</p>
	<p>そうですか。そうすると、会派または議員というふうに。失礼しました。中身は実際イコールであっても、形式上は会派の形をとっておりますので、それは会派という形態をとってあればいいという</p>

<p>武藤会長</p>	<p>ことです。</p> <p>書類作成上はちょっと面倒くさくなるわけですね。例えば中央区で「会派または議員」と書いてあるところは、形式的な会派ではなくて、議員さん1人でも議員として使えるということですね。他の区のことで</p>
<p>中村委員 武藤会長</p>	<p>そういうことになると思います。</p> <p>わかりました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。たくさん資料ですから、教育長に関してもこういう資料をまた見ながら考えなくてはいけないかと思いますが、お気づきのときに質問をしていただけたらと思います。</p> <p>続きまして、中村委員に議会活動についての説明をお願いしたいと思います。資料5に基づいて御説明いただくことになっておりますので、それでは、中村委員、よろしく申し上げます。</p>
<p>中村委員</p>	<p>報告申し上げます。</p> <p>まず、この作成資料ですが、私が勝手につくったものでありますので、若干数字の間違いなどがあるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思ひます。</p> <p>1 ページ目の③、説明とありまして、その3段目、ここは1文字「い」という文字が多いので、消していただければありがたいと思ひます。</p> <p>この大きな流れにつきましては、前回の審議会の中で御報告申し上げたと思ひますけれども、議会としての役割はこうしたものがありますよ、自治体運営をチェックしますよ、住民からの声を区政に反映させますよ、あとは日常的な区民の相談に応じますよ、さらには大きな問題があったときには議会としての権能を発揮しますよと。それから、先般には申し上げますでしたが、内容によっては地域にさまざまな問題がありますが、行政だけでは対応できないことがある。地域事情や背景、あるいは歴史やらを承知した上でないと、まちづくりなどがそうなのですが、対応できない場合は、そこに議会が行政と一緒に協力をすることもあるということをごまめてございます。</p> <p>2 ページ目につきましては、委員会あるいは本会議の回数がどのぐらい行われているかということをご単純に表に落としたものであります。平成25年につきましては、こういう内容になってござりまして、本会議の延べ回数は91回とこの一覧表になってござりまして、実はこれは正確に91回本会議を開いたというわけではありませぬ。1回開きますと、その間、休憩をとってござりまして、委員会活動というものをやっています。延べ日数は91日ですけれども、実際に本会議を開くのはそんなに多くないということごです。</p> <p>その下にありますが、では、その間、あるいは閉会中と言われてござりませぬけれども、ふだんどんな会議が行われているかということをご2つ目の表に落としてござりまして。常任委員会と言われる常設の必ず設置しなければならない委員会もござりませぬけれども、これが千代田区は3つあります。その全体の会議が57回ありますよということごです。議会運営委員会というの、そのほかに1つ、議会全体を運営するための委員会ごです。これも常設委員会としてござりませぬが、平成25年はこれが1年間で46回行われませぬ。</p> <p>それから幾つか、4つか5つ、少ないときは3つなのごですが、多いときは5つぐらいありますけれども、特別委員会、特定の目的を持ったもの。例えば、オリンピックに対応しますよというような特別委員会、こういうものが幾つかありますが、その数が年間36回となつてござりまして、延べで申し上げますと145回ということごです。</p> <p>これを見ますと相当数が多いようごですが、1人が幾つか所属してござり</p>

ますので、これは145日間会議をやっているわけではありません。1日に2つやる場合もあるし、3つやる場合もあるということで、これは単純に評価できないところではありますが、単純に57を3つの常任委員会で割りますと、2つ目の表の下にありますように、年間19回になります。この多い少ないについての評価は分かれると思いますけれども、19回。その下にあります議会運営委員会というのは年間で46回やりますが、その前に各派協議会という非公式の打ち合わせの会議があります。これは各派の代表が集まっているいろいろな相談する会議でありますけれども、会議の回数に載っておりませんが、ほとんどそれをやって議会運営委員会をやるので、実際には100回近くの会議が行われるということです。これは100日というわけではなく、あくまでも100回の会議ということになります。

特別委員会を設置して会議を開いておりますが、残念ながら、平成25年度については特別委員会の数が平均化すると6回、余り開かれていないというのが実態です。この数というのは、ばらしてみると、思ったより少なくなるのかなど。それから、特別委員会というのは非常に頻繁に開かれる委員会と余り開かれない委員会がございます、1つの委員会で全体の半分ぐらいの回数を開いている委員会があるわけがございます。そうすると、他の委員会は五、六回しかやっていないということになりますけれども、この特別委員会につきましては、今回も新しい議会ができて4つ設置されたということです。常任委員会が3つ、特別委員会が4つということになります。議会運営委員会はそのほかにつくられています。

ページを1つめくっていただきたいと思います。3ページ目になりますが、議員はふだんどんな活動をしているのと、これが非常にわかりづらい。

順不同になって済みません。2つ目の○が最初に来るとわかりやすいのですが、当然ながら、会議の準備をして、会議に出て、発言をする。これはもう議員としての最低限の責任でありまして、それから、区長から提出されました議案について賛否の判断をするということが基本的な仕事になります。

もう一つは、区民の皆さんからの要望やら陳情やらを形にあらわす場合があります。千代田区の場合には、請願法という法律に基づいて、議員の紹介があつて請願というのは成り立つのですが、そういうことではなく、いつでも受付ができる陳情という形で、実質的には請願とほぼ同じ扱いをするようになっております。請願法ですと、本会議が開かれないと請願は受け付けないのです。これですと閉会中は全く区民の陳情を受け付けられませんので、千代田区議会ではあえて読みかえて、陳情を請願並みの扱い、いつでも受け付け、いつでも決断を出せるという扱いにしております。違法でなければいいだろうという形になっております。

それから、各議員、いろいろな行事に、記念行事などもそうですが出席することが多くなっております。華を添えるというのでしょうか。義務ではありませんけれども、慣例として出席させていただくことになっております。

これが一番大きいのですが、時間、曜日に関係なく、さまざまな相談を区民の皆さんから受けるということです。多分30から60ぐらいの相談を年間に受けるのではないのでしょうか。相談を受けて解決するまで対応しますので、一年中何かそういう相談業務があるということです。

千代田の場合は区民である職員が少ないということもあつて、地域の安定に議員が一役買っている。職員の皆さん、知らない方に相談することはなかなか難しいのですけれども、いろいろな経験をしているの

と、比較的口のかたい立場にある議員の場合は相談しやすいということで、さまざまな問題があります。私自身も経験していますし、皆さんの話を聞いても、とてもとても役所には相談しづらいねということを含めて相談を受け付け、それが別の形で地域情報となって議会の中で発言がされるということでもあります。

そのほかに、政党に所属している方は政党活動というものがここに加わります。ただ、政党の活動と議員としての活動の違いが外から見てさっぱりわからないというところがあると思いますし、それを整理するのが難しい、区別が難しいので、あえてここには書かせていただいております。

これが中心的な課題になると思いますが、次のページです。議員報酬が幾らかということで、もう既に資料を出していただいておりますが、実際に手取りは幾らなのという話ですが、これを一覧表としてつくらせていただきました。住民税、所得税等々を引きますと、全体の公租公課の合計は約250万円になります。議員報酬からこれがそっくり引かれますと、1年間で820万円ぐらいの手取りということになります。

実はこれは現在の数字であります。数年前は、さらにここから100万円引かれていました。議員共済年金というものがありますので、これが月10万円、120万円ではないかというのですけれども、これは控除の関係がありますので大体100万円と見ていただいたほうが良いと思いますが、これからさらにマイナスになるということですので、実際の手取りは720万円ぐらいになっていた。ただ、今、議員共済というものはパンクいたしまして、現在はなくなりました。したがって、この経費は引かれていないということで、約800万円という数値が出ます。

では、実際に千代田区で生活するのにどうなのというところでページを開いていただきますと、全体の支出をあらあら整理させていただきました。これは実際の数値なのですが、家賃が50平米ぐらいで月18万円ですよ。敷金だ礼金だ何とかだというのがかなりの金額になりまして、1年間に14カ月ぐらい計算が必要になってくる。更新料だとかもありますので、ざっくりしますと250万円ぐらいの家賃。家を持っていない方はそうなりますよと。これは家族4人という前提で計算させていただきます。

光熱水費は、いわゆるガス、電気等々ですが、通信費については、固定電話と、最近家族の携帯電話というのが普通になってきておりますので、その経費がかかります。

生活費は、ここは家庭によって全く違うのですが、やや抑えぎみで年間このぐらいかかります。

教育費は、大学等々に通っているお子さんがいますとかなりの負担がある。これは全く家庭によって違いますけれども、ここは10万円という数字で落としてみました。人によってはこれが5万円で済む場合もあります。

教養費等々については、家族全体の書籍代だの、参考書だのどのこのといったようなものも含まれるということでもあります。

交通費、これについては相当押さえての金額にしてあります。

あと、議員の交際費は年間50万円はかかる。これは新年会とか総会とか葬儀、結婚式はそんなに数がないのですけれども、そういったものを含めると年間50万円ぐらいかかるということでもあります。

あとは民間の保険もかけなければならないということで、最低限、月1万円はかかるよということで、実際はもっとかかっているようです。

あと、議員共済年金がなくなりましたので、個人年金などについても検討しなければならない。その部分についてはここに入れてございません。それから、医療費も入れてございません。健康な家庭もあれば大変

なところもあるということで、ちょっと計算しづらいもので、また、情報としていただくことができなかつたもので、ここについては入っておりませんのと、娯楽費につきまして全く個人によって違うということで、入れておりません。

それでも支出は770万円ぐらいかかってしまうかなど。これらを単純に差っ引きますと、40万円から50万円のお金が年間何とか残る。もちろん、これで病院代でも出てしまえばマイナスになる。

これで生きていけるのということですが、議員報酬だけの方は実例がございしますが、実は家族の方がアルバイト、パートなどで勤めているというのも実態です。これだけで家族全部4人というのはとても無理と。ざっくばらんに申し上げれば、選挙費用はこれでは出ないということになりますので、これが実態です。外から見るとかなりの金額になりますが、実際にはかつかつで活動させていただいているというのが実態。

もう一つは、政務活動費がなければ、とてもではありませんけれども、議員活動できないだろうということで、武藤先生が以前からおっしゃっています、年間幾らトータルで見るとというような時期に来ているのかなと感じておりますのが結論です。

さて、一番最後でありますけれども、どのようにそれを考えるべきかということですが、最終ページの(7)です。これまでいただいている御意見なども参考にしながら自分なりに考えましたら、1つは、これまで出ている考え方としては、期末手当を見直す必要があるのかなという話はあるのです。つまり、区民の皆さんに対して説明できないような報酬のあり方、期末手当のあり方ではちょっとまずいだろうと。なぜこの数値なのと。例えば1.45というのは何なの。期末手当は1.45倍です。何でそれがかかっているのか、はっきりわからないで来ていますが、それなりの説明ができるようにしなければならぬだろうということを含めて一回考える必要があるということなのだろうと思います。

また、これも会議の中で問題提起されていると思いますけれども、日額制というやり方があるねと。それがどうなのかということについてもメリット、デメリットを検討しなければならないのかなど。

あとは、全くこのままにしておこうよということも一つの方法なのかもしれません。

もう一つは、ともかく難しそうだから政務活動費は一切触れないで、報酬だけ考えようというやり方があるのかもしれません。これまで議会の中でも議論が出ておりますし、世間的には政務活動費がどうなのという問題提起もありますので、それを廃止するなり減額して、その分、報酬をアップするという事で全体を見えるようにするというのも方法なのかもしれません。

それから、これはどうなのかと思うのですが、実は、収入がとてもある方、議員報酬はほとんど自分の税金支払いぐらいということで、報酬の中から所得税だけでも十数万円支払っている方がいらっしゃるのですね。これはつまり、ほかに収入があるということです。こういう方と、かつかつな方と、一緒にいいのだろうかと思えば、今すぐ解決できないかもしれませんが、二重制でもいいのではないですか。収入のある方は幾ら、それだけで生活する方は幾らという仕組みがあってもいいのではないかと思うのと、もう一つは、3段階ぐらいありまして、自分で選ぶ。私はそんなに収入は要らないから、このクラスの報酬を選ぶとかいうことだって、実現するかどうかはわかりませんが、検討してもいいのではないかと考えました。

いずれにしても、一番最後ですが、個別にやっていますとわけがわかりませんから、トータルで検討して、区民の皆さんにわかり

武藤会長	<p>やすい形にする時期に来ているかなというのが、お話をいろいろ伺い、資料を読ませていただいた私なりの受けとめ方でございますので、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、昨年以來、議員さんについてどのような活動をされているのか、現在の報酬について適切なのかどうかということを経験してききましたが、なかなか議員さんの実態がわからないということで、アンケートをしようとか、ここに来ていただいて話を聞こうかというような議論がこの委員会の場では出ていたのですが、なかなか実現しなかったのが、新たに中村委員に入ってきて、こういう説明を聞くことによって、議員さんがどういう活動をされているのかというのは、概要ですが、少しずつわかってきたかなと思います。</p>
	<p>ただいまの中村委員からの説明について、質問とかはございますでしょうか。</p>
中村委員	<p>では私から、議会に出てくる日数というのは、委員会の回数とかはここに出てくるのですが、これも平均で出すべきなのか、よく来られる方なのか、それともほとんど来ない方なのかで違うかとは思いますが、議会に出てきてこうした会議に出席するみたいな公式な活動をされるのは年間どのくらいあるのでしょうか。</p>
	<p>その公式といいますのが本会議とか委員会ということでありまして、先ほどの2ページ目の数値でございますが、人によりまして全く違っていて、中村はこうだと言いますと、昔は相当回数が多かったのですけれども、人によっては倍ぐらいになってしまうのです。例えば、議長の場合はほとんど常勤と同じです。これは会議あるわけではなくて、議会の責任者として待機しているということを含めて、さまざまな会議以外の調整をしなければならぬ仕事がございますので、ほぼ常勤に近い形になっております。</p>
	<p>それと、本当に会議しか出ない、積極的に発言をされないということも含めまして、会議だけは出るという言い方がいいのでしょうか。そういう方ですと、年間2桁の数の出席ということになります。</p>
武藤会長 中村委員 武藤会長	<p>それは100日は来ないということですか。2桁というのは90日とか。</p>
	<p>そうです。</p>
	<p>運営委員会の委員さんをされているような場合は、ここでは年間100回ぐらい会議が行われると書かれていますから、最低でも100回。</p>
中村委員	<p>それは代表のメンバーだけです。ですから、そういう方もいれば、議長のように常勤みたいな人もいれば、100回に満たない議員もいるということで、人によって全く数値が違います。</p>
武藤会長	<p>そうですね。そこがなかなか難しいところかと思うのですが、かといって、来ない議員は活動していないとも言えないので、幅がある。そうすると、50日から200日ぐらいの差があると、こんなふうに考えればよろしいですか。ちょっと大ざっぱですが、公式の委員会とか、行政との交渉とか。</p>
中村委員 武藤会長 中村委員 武藤会長 中村委員 武藤会長	<p>そうですね。年間60日ぐらいは出ているのではないのでしょうか。</p>
	<p>平均は60日ぐらい。</p>
	<p>平均ではないです。</p>
	<p>少ないほうが。</p>
	<p>はい。</p>
	<p>少ない人は60日ぐらいで、多い人は、議長さんなんかは200日以上ですね。</p>
中村委員 武藤会長 中村委員	<p>200回近くは。出勤という意味ですね。</p>
	<p>はい、出勤としてです。</p>
	<p>正式な会議とはちょっとまた別になるのですが。</p>

武藤会長	そうですね。出勤という意味で、それから、そのほかに各種行事への出席とか、区民の相談とか、これは議会ではないですね。地元で行う場合も多いですね。そういう活動は平均するとどのくらいあるのでしょうかということですか。
中村委員	済みません、その平均の数字をとってございませんが、フリーといいますか、専門議員の場合には時間がありますので、さまざまな行事にも参加するし、相談も受けます。仕事をなさっている方は、そちらのほうにもかなり時間をとられますので、そう多くは対応できないということがございまして、これは申しわけありませんが、人によって全く違うので、平均幾らかということまでは把握できないのです。
武藤会長	現在は専門の議員さんを想定した報酬額になっていると思うのですが、専門の議員さんということで考えた場合で結構です。ですから、中村さんの活動を一般化して考えるとどうなのかということ結構かと思うのです。
中村委員	日にちで計算すれば300日以上行っています。土日関係ありませんので。
武藤会長	要するに、普通のサラリーマンというのを中村さんが経験されているかどうかわかりませんが。
中村委員	しております。
武藤会長	されている。そのサラリーマンの活動と議員さんの活動を比べて、同じようなものだと考えていいのか。例えばここでは部長さんの給与を基本に考えた場合どうかということを考えているわけですが、部長さんの仕事量と議員さんの仕事量、そんな比較をするとどうでしょうか。
中村委員	仕事の質が違いますので、何とも。日にちで申し上げますと、今、公務員の方は何日ぐらいでしょうか。年間200日ぐらいでしょうか。
政策経営部長	220日はいかないと思います。210日から220日の間ぐらいです。
中村委員	そうすると、5割から6割増しになるはずですが、私の自分の日にちでずっとカレンダーを追っていきますと、年間の休みというのは365日のうちの20日ぐらいしかありませんので、皆さん、300日ぐらいは。それが党の活動であったり、相談業務であったり、地域活動であったりとさまざまではありますけれども、ほとんど自由な時間はないはずですが、もちろん、人によっては割り切っている方もいますけれども。
武藤会長	専門で、フルタイムで議員さんをされているという前提で考えるとですね。
中村委員	そうです。
武藤会長	どうぞ。
藤原委員	関連した質問ですけれども、会合とか会議とかに足を運ばれますね。そうすると、1回当たりどれぐらいの時間になるのかと。例えば、会議だったら通常2時間とかですね。それから、会合でも私がかかわっている千代田区の女性団体連絡会とかいうのがあります。新年会とか年末の何か。そういうときに議員さんが何人かいらっしゃるのです。支援していらっしゃる方がいて。でも、いらして、挨拶だけしてさっと帰ってしまうようなことがしょっちゅうでございまして、あの人たちはどれぐらい女性たちの実情を把握してお帰りになったのかなど、私はいつも疑問に思っておりますので、回数だけではカウントできないと私は思います。それはどのようにしたら概略の検討がつかうのでしょうか。
中村委員	おっしゃるとおりです。これは私のこれまでの経験からでよろしいでしょうか。数値を拾ったことがないもので、何とも言えないところなのですが、特に新年会とか総会シーズンというのがございまして、一日に幾つか同じ議員が会合に出るという場合があります。それから、その会合に出るのが怖くて早く帰ってしまうという方もいらっしゃるかもしれません。さまざまなのですけれども、居心地がいいとか悪いとかを含め

藤原委員 中村委員	<p>であるかもしれませんが、基本的にはシーズン中は複数回入っているということがあります。また、お声がけをいただく場合といただかない場合、議員によって全く違うのです。</p> <p>私が伺っているのは、主宰者が御案内している会合です。</p> <p>御案内をいただく場合といただかない場合も、いつもなれていて出席をぽっと出るのが当たり前というのがあるのですが、それも個人によって、例えば千女連の場合に全ての方に呼びかけているかどうかとも承知していませんけれども、多分、出席なさる方は限られていらっしゃるのだろうと思います。そういう方もいれば、特定の会合しか出ないよという方もいらっしゃるし、ともかく声がかかったらどこでも出るよという自由な方もいらっしゃるし、かなり議員によっても違いが激しいのです。</p>
武藤会長 番委員	<p>どうぞ。</p> <p>資料4に特別区の議会費関連データがあって、そうするとやはり千代田区の場合は住民という意味の人口が少ないということで、昼間の人口が多くなる特殊性だとか緊急対応とか、そういう問題は別にして、住居費などの生活費が高いというのはわかるのですが、やはり住民対応とかは千代田区の議員さんは数字的には楽なのかなと。この関連データを見ると、1人当たりの人口は全然他区に比べて違うということになると、やはり会合の数とか住民からの御相談、それから住民との対応とかは楽なのかなと数字的には思うのですが、いかがなのでしょう。</p>
武藤会長 中村委員	<p>中村委員が答えられるようであればですが。</p>
番委員	<p>他の地区にも同僚の議員がいますので、特に政党に入っている方は同じ政党の方で情報交換されていますが、私の場合は全く個人で知り合いが何人かいて、そこでの活動を聞いてみますと、時間があればあるだけの相談業務なり仕事もするようになりますし、なければならぬのといいますが、その範囲での忙しさというのはあるのですが、楽かどうかと考えると難しく、どのように判断したらいいのか。</p>
中村委員	<p>数字的には大分違うのでね。世田谷区などと比べると余りにも違うので、やはりちょっとそこで議員さんの活動の方法とか日々の量が違うのかなと思ったことから伺った次第です。</p>
武藤会長	<p>ただ、区によっても違うと思いますが、地方自治体によって会議のやり方が全く違います。本会議という全体が集まる会議で区長から物が提案され、それがその場で議決されること、本会議で全部議論して済ませてしまうという地方議会もありますし、千代田の場合はほとんどが委員会というところ、本会議のもとにつくられている委員会に付託しまして、そこで議論をして、また本会議に返ってくるという段取りが全く違います。そこは一緒にできないかなと思うのですが、面倒くさいといえれば面倒くさいのが千代田の議会ですけれども、議論はしやすいようになっています。</p>
中村委員 武藤会長	<p>ですから、23区の中でも多分、どこを中心にするの、本会議を中心にするの、委員会活動を中心にするのと、どこに力を置くかによってかなり活動形態が違いますので、これを単純比較は難しいのかなという感じがいたしております。</p> <p>23区で議会費ではなくて議員さんの報酬を比較するとそれほど差がないということは、そういう議会の運営にかかわらず、議員さんの報酬は決められていると考えたほうがいいですね。その議会の運営が違うから報酬が違うと考えるのは難しいですね。</p> <p>おっしゃるとおりだと思います。</p> <p>ですから、人口比についても、この資料では議員1人当たりの人口は2,300人ぐらいのところから1万7,000人というところまでかなり開きがありますので、地区の分担をしているわけではないでしょうけれども、</p>

番委員	<p>相談を受けるという業務になってくると、一般論としては人数が多い少ないは出てくると思うのですが、人数が少なければその分丁寧な対応になるということがあるかと思います。</p>
武藤会長	<p>それから、準備の活動なども、教員の活動と同じで授業の準備をどのくらいするかというのもきりがありません。授業の人数が少ないから準備は楽だろうと言われると、それは違いますと答えざるを得ないのですけれどもね。ですから、議員さん1人当たりの人口が少ないからあなたのところは楽だろうと言われても、そうではないと。</p> <p>それはわかりますけれども、やはり一つのデータとしてあるわけで、住民1人の議会費の負担というのはあるわけだから、そのときに高くするかとかというのは単に、それも一つの要素で考える要素ではありませんね。授業の準備とは違うと思いますよ。だって、それは対応だから、一人一人からの対応だとしたら、それはちょっと違う。一概にそうやって言うてしまうのは問題だと私は思います。</p> <p>一概に違うということをやったのではなくて、違うという考え方もあり得るといことですね。この資料はそもそも私がつくってくださいますようお願いしたものですから、私自身はそういう問題意識があります。</p> <p>そうするとどうするかというと、やはり人口の割に議員さんの数が多いのではないかという議論になるかと思うのですが、そうするとこの報酬審の議論とは別になりますので、そういう意見があったということだけかなと思うのです。</p>
中村委員	<p>どうぞ。</p> <p>直接の議題ではないのですが、議員活動をやっている、議員が多いか少ないかというのはいつも話題になるのです。これまで私個人では、2度、議員の定数削減を提案したことがありまして、2度議決して減らしてきている提案者の一人なのです。</p> <p>ここに来て、議論は少なくともしまししょうよと、本当に必要なのか。家族が5人いてもシャワー室は1つ、1人でもシャワー室は1つというところで、本当にそれが必要であれば1台必要なのですね。千代田区にとって人口が多い少ないということがあっても、では、シャワー室は要らないのかということ、そうはいかないわけでありまして、どの程度のものにするか、規模とかそういうのはあると思います。実際に会議を行う場合、千代田区の場合からしますと、3つの常設の委員会は必要だと思っております。課題がかなり多いのですよ。これを1人でこなすというのはとても無理ですから、分担しています。</p> <p>3つに分けて検討するのが必要だねということになっていきますと、1つの委員会は最低何人いれば構成できるのかということですが、5人と計算しますと正副委員長がそこで最初に決まっておりますし、委員長に事故あった場合は副委員長がかわりにしますので、待機してはいけません。5人の場合、残りの委員は3人なのです。そうするとほとんど議論にならない。3人だけで、少数で決めてしまったといいますと、いろいろな世界からの代表、いろいろな視点で物を決めるということが難しくなってきます。</p> <p>そうしますと、実際として幅広い視点で物を検討して、議案などを検討してもらえる数といいますと、経験からしまして最低7人は必要だろうと思います。会議体は7人が一番が効率いいねと各分野で検討されて、報告もいただいておりますが、実際にやる人間としても7人は欲しいねと。7人はですよ。正副委員長以外に5人いれば議論になるねと。これを3つの常任委員会でやりますと、3×7、21、最低限21人プラス全体を見る議長。22人は最低限必要だろうと。もちろん、余り多くても大変ですけれども、それが8人だったらどうかと。つまり、今の定数ですね。3×8、24にプラス議長で25が本当に多いのかということ、それは</p>

<p>武藤会長</p>	<p>許容範囲かなという感じがしているのです。</p> <p>今のように説明を聞くとなるほどと思いますが、そうすると25人、小さな町村などは議会として成り立たないではないかという話になりますから、そうではないのだろうと思いますがけれども、あえて反論させていただくとするならばですね。</p> <p>私のところは人口45万で45人ぐらい議員さんがいる、議員さん1人で1万人ぐらいというのが何となく平均的かなと思っているのですが、それでも選挙のとき、45人の中で1人選ぶというのは難しく、議会の役割を高めるためにはもっと議員が少ないほうがいいのかなという考え方もあるかと思っているのです。議員の人数については直接ここでは議論できないことですので、置いておいてと思いますが、その他はいかがでしょうか。</p>
<p>上村委員</p>	<p>上村委員、どうぞ。</p> <p>先ほど中村委員から「(7)議員報酬の考え方」というのを御提示いただきまして、⑦で議員報酬外に収入のない議員と他に収入のある議員という御提案をいただいておりますけれども、前回の委員会で、他に収入のあるというか、先ほどからの話で言うと、フルタイムの議員さんとパートタイムではないでしょうかけれども、ほかにもお仕事をお持ちの議員さんがいらっしゃるということで、その割合を前回ちょっと教えていただいたように思います。</p> <p>兼業というか、ほかにもお仕事を持っていらっしゃる方たちの職種ですけれども、自営業なのか、どういうタイプのお仕事をお持ちなのか、おわかりでしたら例示でも結構ですので教えていただけたらと思います。</p> <p>実は、きょうは23区の区内だけでしたけれども、多摩地区であるとかは非常に兼業の議員さんでかなり収入のある議員さんが多いというお話を最初のころに伺ったことがあるかと思っておりますので、その辺で少し情報がありましたら教えていただきたいです。よろしくお願ひします。</p>
<p>中村委員</p>	<p>済みません、次回でよろしいでしょうか。現在、新しい議員の方々が7人でしょうか、加わっていらっしゃいます、その方の状況も把握した上で、現状こうなっていますということで御報告させていただければと思います。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>それは今ではなくて、次の会議のときには一般的な形で資料を集めていただけるということですか。</p>
<p>中村委員</p>	<p>はい。情報を収集いたしまして、申しわけありませんが、議員の場合は実際に働いていなくてもどこかの会社の役員になっている方がいらっしゃるかもしれないのです。これはなかなか把握できないもので、ちょっと雑になりますけれども、全体としては御自身が経営者だったりして、実際に家族の方が働いているとかいうことが多いのですけれども、そういう方がいらっしゃるかどうか、できるだけ正確に近いものを把握するために、ちょっとお時間を頂戴できればなと思います。</p> <p>今は、申し上げたように、自営業の方が会社形態をとっていらっしゃいますが、実際には店舗経営のような方が多いのです。お店をやっている。今は個人経営というのが大体、株式会社何とかというようにやっていらっしゃいますので、そういう方が多いのですけれども、もうちょっと正確に。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>議会事務局にはそうした資料はあるのでしょうか。</p>
<p>中村委員</p>	<p>ありません。届け出何々業というものはありますけれども、それは必ずしも正確ではありませんので、情報収集させていただいてから御報告させていただければと思います。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>ありがとうございます。では、そういうことで。</p> <p>ただ、例えば以前にも申し上げましたけれども、ボランティア議員と</p>

	<p>有償議員というように二院制にすることがあり得るか。同じだと立候補する議員さんが、私は無償議員として立候補します、私は有償議員として立候補します。同じ選挙として戦えるかという話になりますね。そうすると、そういう差は選挙の上で大きな違いを持って、多くの場合は、では無償議員に入れようという方が多くなるように思いますので、同じ選挙はできない。だから、一院制、二院制という形で国会の衆議院、参議院のように二院制にして、一院制は人数を10人くらいにして、こちらは有償議員。それから、無償議員は50人くらいにして、そういう組み立てで無償議員として。</p> <p>ただ、そうなるとフルタイムでの議員さん、政治家としての議員さんというのはボランティアの方には今の制度ですと難しいので、議会の開催時間とかを変えらなければならないと思いますが、二院制にして選挙を別にすることであれば可能かと思うのですが、それを三層制にするなどというよりもまたもっと複雑になりますから、せいぜいできて二層制で、ボランティア議員と有償議員。制度的に考えると実現できそうなのはそういうところかなと思いますので、それ以外に細かくしていくのは、議論しても実現性についてはちょっと難しいのかなと考えているのです。</p>
中村委員	<p>先生のおっしゃるとおり、ボランティアと報酬を受けるというように分けますとかなり難しいと思います。100万円の議員と50万円の議員がいて、ほかに収入があるなら50万円でしょうという仕組み。実現性がどうかというのはありますけれども、考え方としてはあってもいいのではないかと思います。全部が同じというのが正しいかどうかかなのですね。</p> <p>無償議員もそうですけれども、いずれにしても、無償議員の場合は体制が整わなければ無理だと思うのです。報酬だけではなくて、それを支える事務局体制はどうか、職員体制はどうか。夜に会議をやったらそれに対応できなければいけません、現実ではそのようになっておりませんので、そういう理想を形にするのはもうちょっと時間がかかるかなと思いますが、報酬を分けるのは議論としてあってもいいのかな。ただ、それが違法かどうか、私はわかりません。</p>
武藤会長	<p>必要ではないところにお金を出す意味がないだろうというね。</p> <p>中村委員のおっしゃっているのは、月収50万円議員と100万円議員のような二層制というか、同じ1回の選挙で、私は50万円議員として立候補しますと。そういう意味ではなくて。</p>
中村委員	<p>ほかに収入があれば、あなたはこのランクですよ、50万円ですよ。ない人は100万円です。数字はともかくとして。これは選挙のときには関係ありませんね。</p>
武藤会長	<p>トータルの年収で500万ある人は、例えば議員さんの年収1,500万くらいですね。1,250万ですか。</p>
中村委員	<p>1,000万くらいです。</p>
武藤会長	<p>例えば1,000万円とすると、年収がほかにある人は500万で、残りの部分だけが議員報酬になる、そういう考え方ですか。50万円とか100万円とかということではなくて、年収との関係で。</p>
中村委員	<p>年収は、例えばほかに500万円以上の収入がある方は500万円議員ですよ、全然ない方は1,000万円議員ですよという分け方になると思うのです。一定の年収のある方と実際にはなるかと思いますが、それは検討しても悪くないのかなと思います。</p>
番委員	<p>そういう制度ができれば、それはやはり選挙に影響しますね。住民の税負担というか、それをしなくていいですよ、私はちゃんとほかにも収入があるからという話になるので、やはり選挙の公平とかという問題にかかわってくる。先ほどと同じような議論になります。余りそういうところは今の時点では議論するのは難しいかと思っています。</p>

武藤会長	<p>そうですね。やはり現在の制度を大きく変えるということを今回の答申に含めるようなことはちょっと難しいと思うのです。ことしじゅうに出すとしてもですね。ですから、そういう議論があったということはどこかで書くことにいたしまして、現在の制度の中ではどうかということで考えていきたいと思うのです。</p>
藤原委員	<p>どうぞ、藤原委員。</p> <p>それに関連して、私は今、物すごく記憶が怪しくなってしまうので、あれは本当だったのかどうか頭の中ではっきり確認できていないのですけれども、たしかこの会議のかなり前の期の会合で自治総合研究センターですか、そういうところの人がおっしゃっていた議員報酬のあり方について、非常にドラスチックな方式をとっている集落というか、地方自治体があるということをおっしゃった御記憶、記録はないでしょうか。研究センターでそういう報告があったという話があって、そういうことが日本にあるのかなと思って、私はぎょっとしたのです。</p>
武藤会長 藤原委員 武藤会長	<p>現実に、日当制というか。</p> <p>風祭とかいう、違いますか。</p> <p>矢祭町ですね。福島県ですが、日当制をとっています。1日1万円とか2万円、幾らだったか忘れましたが、議会に出席をしたときだけその日当がもらえるということですね。</p>
藤原委員	<p>そうらしいですね。そういう過去の実績というか、その後あれはどうなったのか、もたなくて消えてしまったのか、あるいは周辺に広がっているのか。何かそういう新しい動きの萌芽みたいなものがあれば、ちょっと調べてこちらに情報を提供していただくとヒントになるかなと思ったのです。</p>
武藤会長 総務課長	<p>済みません、事務局。よろしく願いいたします。</p> <p>日当制をとっている自治体ということでしょうかね。わかりました。ちょっと調べてみます。</p>
武藤会長	<p>余り増えていないと思います。3つぐらいあったような気もするのですけれども、やはり議員さんは、日本の制度から考えると、公務員と同じようにフルタイムで働いてもらう議員さんでいかないと、夜に議会を開くというのは、これも夜に開く議会というのもあるのですが、参加者が少ないとか、結果として長続きしていないのです。それから、夜は家族の時間とか個人の時間のほうに費やしたいという人が多いということから、なかなか定着しなのが日本の現状かなと思います。</p> <p>ですから、今の話は調べていただいて、どんどん広がっているということでしたら、また参考にしたいと思いますが、そうでなければ、そういう事例もあるということで、千代田区にそれを直接持ってくると、なかなか難しいのかなと思います。</p> <p>ほかに。</p> <p>どうぞ。</p>
荒井委員	<p>連合千代田のほうから参加をさせていただいておりますけれども、私は企業名で言うとJR東日本に勤務しております、会社の宣伝をするつもりは全くありませんけれども、そこにおりまして、現職の東海道線や横須賀線を乗務している乗務員なのですが、3・11以降、防災ということに関して非常に課題になってきました。そうはいつても自分たちが乗務しているところがどういうところ走っているのかということで、きょうも朝方、大きな地震がありましたけれども、いざそういう災害が起きたときには、朝の通勤時間帯ですと1つの列車に大体3,000名のお客様が乗車されているのです。駅間ですと運転手と車掌、中には社員が乗務しているかもしれませんが、基本的には2人で3,000名のお客様の安全を確保しなければならないという使命を帯びています。</p> <p>手分けして沿線の自治体の防災課に行って、全ていろいろとお話を伺</p>

ってきました。全部は紹介できませんけれども、横須賀線を乗務しているところに鎌倉市と逗子市がありまして、意外と海の近くに駅がありまして、鎌倉市で言うと過去にも津波が来たということで、直接市長さんとお話はできなかったのですけれども、防災担当の方といろいろ話したことを思い出して、ちょっと御紹介させていただきたいのです。

千代田区の人口でいくと、昼間の人口と夜間の人口でもものすごく差があるということで、昼間は80万人か90万人ぐらいになりますかね。夜間でいくと、先ほど示された5万7,000人ぐらいの住民の方がいらっしゃるということ。

鎌倉市も同様で、千代田区の比ではないと言ったら鎌倉市に失礼なのですけれども、年間でいくと1,800から1,900万人ぐらいの観光客が来るということで、しかも外国人の方も多くいらっしゃるということで、住民の方は17万人ぐらいなのですけれども、そういう方の安全をどう守るかということで少しお話をした記憶があります。そのときに、やはり市長さんを初め、ここで言えば区長さんや副区長さん、教育長さん、議員の方も含めて、行政のトップにいる方の責任はものすごく大きいなということで、鎌倉市の市長さんも、何か災害があったときにはトップに立たざるを得ないということで、報酬関係でいけば、現状幾らかということが数値的にも出されていますけれども、上がることはあっても下がることはないのかなというのが私の感想であって、非常に責務は重いということなのです。

新聞等々でも報道されているように、近年、首都直下型の地震が起きるとか、東海や東南海で地震が30年以内はかなり高い確率で起きるとかいうことも報道されていますので、そういうことに関していくと、防災ということでトップに立たれる方の責務は非常に重要だと思いますので、金額等々はまだまだ議論が必要かと思いますが、そのような考えを少し持っているということで御紹介させていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

それと、あわせて済みません。先ほど中村委員からも、議員さんは土日もないということでお話しいただきましたけれども、私たちも労働組合ですから国会議員の方に関する応援をしたり、あるいは区議会議員の方の応援や市議会議員の方の応援なども含めて一日密着したりしていろいろな話を聞かせていただくこともありますけれども、本当にさまざまなことを、いわゆる何でも屋と言うと失礼ですけれども、さまざまなことを住民の方や市民の方の声を聞いて対応するというので、解決するまでに一日二日でできることもあるし、365日、1年以上かかってしまうこともあるということで、はかり知れない労力を使っているというお話も聞かせていただいて、そうすると、我々みたいに給与体系が決まっている者とは全く違うので、どういうものが適正かというのは一概には言えないのですけれども、全面に比較していくということは一つの考え方としてあるし、労働組合ですから、余り下げるといった感覚にはならないので、上がっていくということが一つベースにはあると思えます。

ことしの春闘においても、総理大臣みずからベースアップをということで旗振りしていましたが、御多分に漏れずJRもベースアップはありました。しかし、ベースアップはあったのですけれども、生活実感からいくと、物価も上がっているということで、実質賃下げだなという感想なのです。区長さんも副区長さんも含めて消費は平等だと思いますので、上がることはあっても下がることはないのかなというのが一つの感想としてあります。

以上です。

ありがとうございました。

武藤会長
荒井委員

武藤会長

塚本委員	<p>ほかにいかがでしょうか。 どうぞ。</p> <p>議員1人当たり2,000人という考え方もありますし、2,000人で議員の方たちの報酬を賄っているとは思いませんけれども、千代田区の収入全体が、区民から上がってくる税金と、それから大企業から上がってくる税金は莫大だと思うのです。それから還付されるもの、全体の区の収入で見れば、私は、それだけの収入があるとすれば、今、荒井委員がおっしゃったように、80万人、90万人の防災のことも考えて議会でやると思いますので、住民一人一人のいろいろな訴えとか相談だけではないのが千代田区の議員ではないかと思えますので、あながち区民と議員の数で判断するような区ではまたない、特別な区ではないかと思えます。議員1人当たりの住民の数が少ないからといって審議しないほうがいいかと思えますけれども、これは区全体の収入ですね。党から戻ってくる収入と、それから人数で割った場合、80万人で割った場合と5万人で割った場合では全然違いますが、その辺が一番重要であろうかと思えます。</p>
武藤会長	<p>議員あるいは区の職員の方たちの責任は、災害のことがこれだけ頻繁に起きると非常にその責任をとらなければならない。鎌倉市長がおっしゃっているように、昼間来ている人たちの責任もあるわけですから、千代田区としての収入は何と何があって、それを議員に出しているとか、その辺を総合的に考えないと、必ずしも議員の報酬が妥当かどうかというのは、責任、あるいは活動、この千代田区は区民のだけではないですからね。ですから、その辺をどう考えていらっしゃるのか、会長がまとめられたほうがいいかなと私は思います。</p> <p>もちろん、まとめるといいますか、答申の文案については事務局でつくってもらって私も見ますし、最終的にはここで議論して、この委員会の結論として答申をつくりたい。私の個人的な意見ではなくてつくりたいとは思っていますし、これまでもそうしてきました。</p>
総務課長 武藤会長	<p>少し議論を進めるために資料8をごらんいただきたいと思うのですが、部長職を100とした場合の特別職の年収レベルで比較してもらったものです。部長さんを100としますのです、部長さんは変わらずなのですが、区長さんは平成19年で197.4、平成23年が201.6、平成25年が197.4と見まして、部長さんのほぼ2倍という年収レベルになっているということですね。</p> <p>それから、副区長さんは146から147、150ぐらい、教育長さんは125程度ということでしょうかね。教育長は現在の水準でということですね。</p> <p>はい。そうです。</p> <p>したがって、これから教育委員長としての差額を加えた場合は違う数字になってきますね。その教育委員長の数字になるとどうなるのかというのもまた教えていただけたらと思うのですが、部長職を100とした場合、議長さんは120前後、副議長さんが102から105、委員長さんで86から88、副委員長で、議員さんは80.5から78.5ですから8割程度。</p> <p>議員さんのところと、今回は区長、副区長、教育長という特別職の部分の比率というのは、仕事の責任、職務と責任に応じて考えた場合、こういう比率でいいのか。あるいは部長職と比べた場合の議員さん、議員さんの中でも委員長とか副議長、議長と少しずつ差がついているわけです。現在の数字を出すとこのようになるということなのですが、ここが私は基本というか、この考え方で合理的なものが出るかどうかわかりませんが、定め方といった場合、適否も当然含まれてくるのですが、適否に関しては部長職というのは人事委員会の勧告に応じて物価水準で動いているという前提にすると、部長職は適否については正確に出てきているという前提に立てると思うのです。そうすると、定め方とい</p>

中村委員	<p>うのは、部長の職務と責任という観点から、区長さんはほぼ2倍になっている、議員さんは8割になっているということが社会的にといいますか、住民の立場から納得いくものであれば、定め方として問題ないと言えるのかどうかです。</p> <p>中村委員には特に、議員さんと部長さんとを比べた場合、そういう比較がいいかどうかというよりも、部長さんでなくて課長さんでもいいのですけれども、こういう数字を見たときにどのように感じられますでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>私の感じていることでありますけれども、私が議員になりましたころは40年前、議員職は部長職並みの報酬ですというのが、この前もお話いたしましたでしたが、一つの考え方でした。それが正しいかどうかはわかりませんが、当時としてはそういうことだったのです。</p> <p>それで、だんだん職員の給料が上がってきまして、スライド制というのをとっておりましたので、職員の給料が上がると自動的に報酬も上がっていったのです。そうすると、率は一緒なのですが、もとの金額が多かったのです。このままではかなり大きな数字になってしまうということで、そのスライド制を廃止いたしましたので、そこでとめてしまったのです。それは20年ぐらい前になりますでしょうか。とめてしまいました。それからずっと固定されたままなのですが、世の中が厳しくなりましたので、職員の給料が下がってきました。今度はカットするほうをスライドさせたのです。本当はそのままでいいのですけれども、職員の給料を下げるに従って議員の報酬も下げてきたのです。その結果としてこの数値になったのでありまして、つまり、部長職ではなく、この間申し上げました課長職。それが正しいかどうかはわかりませんが、結果としてこういう数字になったのでありまして、この数字が正しいという前提ではないです。</p>
武藤会長	<p>それから、ついでに申し上げますと、区長の職責からしたら、これは多分、一般部長の倍以上は当然なのだろうと思うのですけれども、三役については、それぞれちょっと低いのかなという感じがいたします。</p> <p>議長は実は、これは率直に申し上げまして低過ぎると思います。人によりまして、かなり常勤に近い形になりますので、この数字はかなりきついかんと思っております。</p> <p>では、副議長はどうかというと、私も6年間副議長をやらせていただいた経験があるのですが、その経験からすると、私はしつこいものでしょっちゅう会合には出ていたのですが、実態としては議長が中心ですので、そんなに副議長の収入が高い必要があるかどうかというのはちょっと疑問には感じますし、委員会の場合は、やはり副委員長がそんなに大きな役割を、相談相手ではありますけれども、委員会の運営自身は果たしませんので、代理としての待機みたいな存在ですので、日常的にはそれほど大きな数値でなくてもいいのではないかと感じております。</p>
中村委員	<p>今の副委員長ですけれども、待機というか、委員長と副委員長も委員会に出て、副委員長も委員長でないときは普通の委員として行うわけですね。</p> <p>そうです。議長も同じですが、委員会に出た場合は議長ではなく委員として。議長としてやる場合と委員としてやる場合と、ちょっと会議の運営が面倒くさいのですけれども、それぞれの立場でやります。副委員長は、おっしゃるとおり、ただの委員です。本会議での副議長も、ただの議員です。いざとなったときには議長にかかわって役割を果たす。でも、実際には相談しながら運営していますけれどもね。</p>
武藤会長	<p>ここもどういう役割なのか、基本となるのは職務と責任ということなのですね。職務と責任というのをどう考えるかで、実態は、やっている</p>

<p>番委員</p> <p>武藤会長 政策経営部長</p> <p>武藤会長 政策経営部長 総務課長</p>	<p>人がどう考えるかということと、私たちが住民あるいは在勤区民としての立場からどう評価するかということになるわけで、やっている御本人と意見が違ってもいいかもしれませんが、委員会として統一的な見解が出れば、そこは答申できると思うのです。</p> <p>これのタイムスパンについては、毎年度どうかということよりも、もう少し古い時代から、10年単位でいいから出していただけないかということで、次回には部長職年収を100とした場合のもう少し長い時間でのグラフをつくっていただくことにしております。</p> <p>以前に御紹介したかと思うのですが、国の場合、平成16年に幹部公務員の給与に関する有識者懇談会というものが設置されて、そこも報告書を出しているのですが、その場合の内閣総理大臣の年収が当初は3,000人以上の企業の年収第1位の者の平均というグラフと、ここは500人以上の企業の年収第1位の者の平均というので、内閣総理大臣の給与というのは民間準拠ですから、当初は3,000人以上だったのですが、すぐにずっと横ばいになって、財政が苦しかったこともありまして、500人以上の企業に並べているのですね。内閣総理大臣の給与というのは、年収500人以上の企業の第1位の者の平均、あくまで平均ですね。平均の数値にほとんど並んでいる。</p> <p>ですから、こういうものは千代田区の場合で出しても意味がありませんので、日本全国の本社が集まっていますので、どのように考えるかということ、ここは部長職の何倍程度が職務と責任から考えて合理的なのだろうかということを考えていかないと出てこないのではないかということで、もう少し長いスパンで出してもらおうかなと思っています。</p> <p>部長さんの給与というのは、先ほど申し上げたとおり、人事委員会の勧告に基づいて、世の中の水準に合わせているので、500人以上の企業というものと同じような動きをしているはずなのです。そう考えないといけないものですから、そことの比較で持っていけば、かなり合理的な数字が出てくるはずだという前提に立っているということだと。私の意見としてはですね。したがって、こういう資料をつくっているということです。</p> <p>そうすると、副区長は150程度、教育長は今度上げると恐らく130ぐらいになるかと思うのですが、それから議長さんは120ぐらいですね。副区長と同じぐらいの役割を持っているというならば、そこまで引き上げるのか。あるいは、議員さんが当初部長さんと同じぐらいだったら、どういう形で下がってきたのかというのを調べないと、下がった理由が合理的であれば現在の水準が正しいということになるのですが、下がってきた理由が余り合理的でない物価水準だけだったりすると、当初からずれてきている。</p> <p>国の場合もそういうことが言えて、当初の水準から大きくずれてきているというようなものもあります。ですから、考え方として、やはりそういう大きな流れの中でこの比率がどう動いてきたのかを見ながら考えていくこと以外には、なかなか合理的な判断をする余地が少ないのかなと考えているということなのですから、いかがでしょうか。</p> <p>千代田区に今、部長職は何名いらっしゃるのでしょうか。大体で結構です。</p> <p>30人くらいですか。</p> <p>そこまではいけません。部というポスト、部は5つしか今ないのですけれども、部長職で言うと、管理職が全部で74か75いるはずなのです。部長職は20ちょっとだと思います。</p> <p>管理職というのは、課長さんまでですか。係長ですか。</p> <p>課長以上です。</p> <p>15くらいだと思います。1年ぐらい前ですけれども、余り変わってい</p>
---	--

<p>武藤会長</p>	<p>ないと思います。部長級が15人ぐらいで、課長級が60人弱ぐらいだと思います。1年ぐらい前の数字なものですから、現在と若干の違いはあるかもしれませんが。</p> <p>そうすると、議員さんのほうが部長さんよりも多いということですね。例えば、世田谷区のような大きな区というのは、やはり部長さんも多くなるのでしょうか。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>そうだと思います。職員の数が世田谷の場合は3,500人ぐらいで、千代田区の3.5倍、4倍ぐらいになりますので。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>それでは、またその点を調べていただくということで、それほど正確な数字、部長職の数とか御質問について、今、現実を示していただける数字が出てくればいいと思います。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。何かこういう点はどうかというお気づきの点がございましたら。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>わからないので教えていただきたいのですけれども、職務と責任という言葉で言うならば、教育というのがどの程度ほかの行政分野と比べて断トツに重いと考えられているのかということについて、私は自分で整理できないので伺うのですが、教育長というのは部長職よりも上ですね。これだと部長を100として130ぐらいです。そうすると、今の地方教育行政法の改正の後で、あれは職員から上がった人ですと言われて、私は教育長さんというのは教育に特別な識見を持っている人、何らかの専門性の高い人と思っていたものですから、普通の職員の一番トップの人かと思って、今このグラフを見ながら何となく答えが出なくて困ってしまっているのですけれども、やはりほかの行政ジャンルと比べて、福祉とか環境とかいろいろございますね。商工関係等々、そういうものと比べて教育は断トツに評価が重いというか、役割が大きいと考えられて、こういうことになってきているのかなと。</p> <p>これは、戦後の教育委員会制度が始まって、しつこいようですけれども、あのときアメリカがある州のやり方を強引に日本に押しつけたと言われていまして、評判が悪かったのですが、そういうものを日本になじませていった結果、いろいろとその後の改正、昭和30年ごろの改正、それから今日の改正みたいなことで日本に順応させられてきた形だと私は思っております。そうすると、教育長というのは一般の職員とは別格の人と私は思っていたので、別格ではなくて同じ行政の組織の中に位置づけられていて、職員の最高位の方だと聞いて、ほかの部長職の方は枢要な部もあると思うのですけれども、そこから3割高いというのはどのように判断されているのかなと、これを見てよくわからないので、そこら辺を教えていただきたいのでございます。しつこいようですけれども、教育委員会というのがよくわからない。</p> <p>教育委員さんについても、当初の誇り高い、教育は行政分野から独立したものであるというようなことを言って、あれは文部省も相当困ったと思うのですけれども、そういうプロセスがあって今日まで来ていて、その一つの尻尾がこういうところに残っているなど思っているのです。別に高いのがいけないと言っているのではないのですよ。どのような評価でこうなったのかについて、納得のいく御説明が欲しいなと思ったのです。</p> <p>何か。</p>
<p>武藤会長 総務課長</p>	<p>仕組みとしてなのですけれども、先ほど私が御説明申し上げました資料6で教育委員会あるいは教育長、教育委員長の御説明をいたしました。今の藤原委員のお話ですけれども、確かに教育長、現実的に千代田区の教育長、過去の歴代を見ますと、千代田区の職員、部長級を退職して教育長になったというケースがほとんどです。ただし、全く教育行政</p>

	<p>に携わってきていない者がいきなり教育長として職務を遂行できるかという、これはやはり現実的には難しいということもありまして、過去、部長級になるまでの間に教育の実務あるいは職責を担ってきた方というのが基本的なところになっていきますので、教育と行政と全く切り離された分野の人間がぽっと教育長になるということでもないだろうなというのが前提として一つございます。</p> <p>そして、仕組みといたしましては、先ほど申し上げました教育長と教育委員長がある仕組みの中で言うと、教育長というのは具体的な事務執行の責任者であると同時に、事務局の指揮監督をする立場の人間でもある。改正前はですね。そういったしますと、教育委員会の事務局の長という者がおります。それは基本的には部長級なのですけれども、その組織をさらに指揮監督する立場にあるというように制度として御理解いただければと思います。</p>
藤原委員	<p>実態として、千代田区は私立学校が多いですね。特に知名度の高い進学校等々が多いですね。今はどうか知りませんが、かつては教育委員会は私立学校はカバーできないと。だから、知事部局あるいは区長部局に私学を指導監督する部署の人たちがいらっしゃったと私は理解しているのですけれども、その私学が今度、新「教育長」の下において指導されるということに組みかえされるわけですか。</p>
総務課長 藤原委員	<p>その仕組みは変わりはないです。</p> <p>ということは、大きな教育の資産、つまり私立大学もあれば私立中高もあれば、いろいろな名門私立が千代田区はたくさんございますけれども、それらの人たちへのコントロールというか指導、目配りというのは、この新「教育長」はできないということになるわけですか。</p>
総務課長	<p>法的な権限の中でやるものについては、一定程度その自治体にあると思いますけれども、法律、この地教行法の改正云々の中で私学に対する振興というものが加わるとか抜けるというものではないです。</p>
藤原委員	<p>私がこだわっておりますのは、そのウエートが公教育、公立学校による教育よりも私立学校における教育資産というのが千代田区には非常に多いと思うのです。大学から幼稚園に至るまで。だから、そういうものが対象外に置かれていると、教育長ばかり日が当たり過ぎるかなと思ったりもしたのです。</p>
武藤会長	<p>よろしいですか。そろそろ時間になりますので。私立の場合には、基本的に独自の運営を文科省との関係でやっていると思います。私学の指導とかですね。あくまで千代田区の教育委員会は、千代田区内の公立の学校に対しての影響力だけです。ですから、そこは私学が多いからといって教育長の仕事が大変になるということではないと思います。</p>
藤原委員 武藤会長	<p>そうですね。そうすると、権限はそんなに大きくない。</p> <p>ただ、千代田区は高校も公立が幾つあるのですかね。日比谷高校とかですね。都立高校ですからあれは関係ないですね。千代田区立の高校がありますね。</p>
藤原委員 武藤会長	<p>九段中等学校というのがあります。</p> <p>だから、生徒の数とか、都内から集まってくる生徒さんも多いと思いますので、教育長の仕事量、教育委員会がコントロールする仕事の量で学生数とか、小学校、中学校、高校でそこら辺を出していただければいいのかと思うのですが、そういう話ではないのですか。</p>
藤原委員	<p>それもありますけれども、それから、千代田区の住民の子供たちは区立中学校からどんどん私立高校へ進学しますね。だから、うちなんかは孫が2人ともどこか遠くの学校に行っていますけれども、そういうことになる。</p>
武藤会長 藤原委員	<p>それで、番町小学校はほかから来るということですね。</p> <p>そうなのです。非常にひずんだ形ができているので、そういうところ</p>

武藤会長	<p>の教育長さんは大変だなと思いつつ、自治体の責任というか、それはどうなのでしょうか。</p>
番委員	<p>そういう意味では千代田区の教育の特徴みたいなものを整理していただけたらと思いますが、なかなか難しい作業で申しわけないです。</p>
武藤会長	<p>知りたかったのは、藤原委員が質問したものと関連するのですけれども、23区のほかの区の教育長は、やはり職員の出身、職員から上がっていくのか。</p>
番委員 総務課長	<p>それについては、私は以前、知り合いがいて、教育長経験者なのですが、全国教育会議というのがあって、そこによると半々、教員上がりの人が半分、職員上がりの人が半分。</p>
武藤会長	<p>23区を教えて、もしわかるならばということでお願ひします。</p>
番委員 総務課長	<p>番先生のお話、わかるならばということで、ちょっと調べてみます。</p>
武藤会長	<p>それから、1つ前で、藤原先生と会長のお話なのですけれども、会長がお話してくださいましたように、千代田区の教育委員会としての責任範疇は、基本的には千代田区の公行政、公教育を担う部分になります。千代田区としては私学の資産がたくさんありますねという部分は確かにございますけれども、教育委員会として議論をして、教育長として、あるいは教育委員長として決めていくという基本的な線と言いますと、それは公教育ということになります。</p>
武藤会長	<p>その上で、学生数云々という基本的なデータについてはお調べして、次回。</p>
総務課長	<p>それでは、予定の時刻を過ぎてきましたので、このあたりでと思いますが、特に次回までにこんな資料があると考え方が整理できるというような資料についての御要望はございますでしょうか。なければ、またお気づきのときに事務局に要請していただけてみて、事務局ができる範囲でつくっていただけるとかと思ひます。</p>
武藤会長	<p>次回の日程でございますが、事務局から説明をお願いいたします。</p>
武藤会長	<p>次回でございますけれども、毎月という形で大変お忙しい中恐縮なのですが、7月中旬以降でまた改めて調整をさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
武藤会長	<p>では、後日改めて調整ということで、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。</p>

— 了 —